

あいちゃん音頭の使用に関するガイドライン

ガイドライン制定日 平成 27 年 8 月 23 日

制定者 愛川町

あいちゃん音頭の歌詞、曲、楽譜及び振付（以下「楽曲等」という。）についての著作権は、愛川町（以下「町」という。）が所有し、町民等はこのガイドラインに定めるところにより、楽曲等を使用することができます。

- 1 町民等は、次に掲げる使用を除き、町の許諾を得ることなく、楽曲等を使用することができます。
 - (1) 営利目的での使用
 - (2) 公序良俗に反する場その他町のイメージを著しく損なう場での使用及び創作物への使用（例：愛川町のイメージを損なう映像でのBGMなど）
 - (3) その他町が特に不相当と認める使用
- 2 町民等は、公衆の面前で楽曲等を使用する場合には、「あいちゃん音頭」であること及び著作権が愛川町にあることを示すものとします。
（例：事前にアナウンスをする。プログラムに「あいちゃん音頭」及び「©愛川町」を記載するなど）
- 3 町民等は、楽曲等を著しく損なわない範囲で、町の許諾を得ることなく、アレンジをすることができます。
- 4 このガイドラインに定めのない事項については、町と協議するものとします。